

村・県民税の申告期限延長について

申告期限　：　令和2年4月16日（木）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申告期限を延長します。

ただし、村・県民税の申告期間の延長であり、所得税等の確定申告は行えません。詳細は、以下をご確認ください。

【3月17日（火）からの申告方法】

- ◎申告書をご自分で作成のうえ、以下の方法でご提出ください。
- ◎「住所」「氏名」「電話番号」「マイナンバー」「押印」を忘れずに！
- ◎収入のわかるもの、各種控除証明書の写し等を同封すること。

1 郵送

〒904-1392 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座 296
宜野座村役場 村民生活課あて

2 役場村民生活課へ提出

※ 申告書の書き方がわからない等申告相談が必要な方は、3月16日（月）までに村役場申告会場へお越しください。

【確定申告（所得税等）の申告について】

所得税等の申告となる確定申告は、3月17日（火）以降村役場では受

問い合わせ先 宜野座村役場 村民生活課 住民税係 ☎098-968-8535

付できません。 申告方法等につきましては、名護税務署（代表番号 0980-52-2920）へお問い合わせください。

【窓口へお越しになる方へ】

1. できるだけマスク着用、手洗い等の感染予防をお願いいたします。
 2. アルコール消毒液を設置しておりますのでご利用ください。
 3. 職員もマスクを着用して受付を行いますのでご了承ください。
- ※発熱等の風邪症状がみられる方又は体調のすぐれない方は来庁をお控えください。

【延長期間に申告書を提出された場合について】

***村・県民税普通徴収対象者 及び 特別徴収事業主 様**

延長期間（3月17日（火）～4月16日（木））に村・県民税の申告書又は所得税の確定申告書を提出された場合は、令和2年度の当初に発送する村・県民税納税通知書（特別徴収：5月・普通徴収：6月）に申告内容の反映が間に合わず、発送時期が遅れる場合がございますのでご了承ください。

また、村税のデータを基に算出される各種保険料、手当等にも影響が出る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【申告様式】

村・県民税申告様式は、宜野座村ホームページよりダウンロードができます。

※トップページ→「各課・例規集・申請書」→「申請書ダウンロード」

→「村・県民税（特別徴収）関係申請書」→「④村・県民税申告書」

【その他のお知らせ】

確定申告は、パソコンやスマホからでも行えます。申告会場に行く必要がなく人混みを避けられコロナウィルスなどの予防にもつながりますので、ぜひご活用ください。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。



問い合わせ先 宜野座村役場 村民生活課 住民税係 ☎098-968-8535